

大東市監告示第4号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和2年2月27日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 北村哲夫

【担当 監査委員事務局】

令和元年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

生涯学習部

(生涯学習課、スポーツ振興課)

2. 監査の期間

令和元年11月29日～令和2年1月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、生涯学習部の各課が分掌する令和元年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成30年度の事務事業について、関係する帳簿並びに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容か、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

全体として、概ね適正に事務が執行されていた。

なお下記の事務事業については是正すべき事項があつたので、次のとおり指摘する。

(1) 基本に忠実な事務執行について 【生涯学習課】 【スポーツ振興課】

生涯学習部の事務事業について確認したところ、事務執行の基本を外れた事例が複数件みられた。

生涯学習課にあつては、本来、職員に職務免除を与えるにとどまる事案について、誤って出張命令を行った上で、旅費を支出していた。

また窓口受付分の現金出納簿については、「現金取扱員」の印の欄が設けられていない様式で帳簿が作成されていたため、誰が現金を取り扱ったのかが分からない不適切な内容の帳簿となっていた。

スポーツ振興課においても、龍間運動広場の浄化槽汚泥処理業務の仕様書について、長年にわたって十分なチェックが行われておらず、仕様書の内容が業務実態と大きく乖離していた。

また市民体育館の指定管理者との協定で、収納した現金について「即日またはその翌日までに市の指定金融機関等に払い込まなければならない。」とされているところ、市への払い込みに遅れが生じている事例が複数件みられた。

両課におかれては、これらの事案を些細なこととして看過することなく緊張感をもって事務にあたるとともに、チェック体制を強化される等、基本に忠実で適切な事務執行に努められたい。

(2) PCB廃棄物の保管について 【生涯学習課】

今回の監査において、生涯学習課が所管する「歴史とスポーツふれあいセンター」の施設の中で、PCB廃棄物が長期にわたって保管されていることを確認した。

これは平成23年度の旧四条小学校跡地活用事業の電気設備工事の際に取り外された高圧トランスであり、低濃度ではあるが人体に有害とされるPCBを含む廃棄物である。

法令上、低濃度のPCB廃棄物の処分期限は令和9年3月末日とされており、法的な期限までには相当な時間的猶予はあるものの、保管されている場所は現に市民が利用されている施設である。

これまでの約8年にも及ぶ長期保管の実態に疑問を抱かざるを得ない。可能な限り早急な処分を行われたい。

(3) 時間外勤務命令について 【生涯学習課】

平成31年4月から「働き方改革一括法」が順次施行され、民間分野においては時間外勤務命令の上限が定められ、罰則をもって厳しく規制が行われているところである。

軌を一にして、国や自治体においても長時間労働の解消に向けた取り組みが行われ、本市においても「職員の勤務時間および休暇等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）が改正され、時間外勤務命令の上限についての規制が始まっている。

市の規則では、年間360時間が職員に対する時間外勤務命令の上限の基本とされているが、生涯学習課は他律的業務の比重が高い部署として年間720時間までの時間外勤務命令が認められているところである。

年間720時間まで時間外勤務命令が可能であるとしても、月45時間を超えて時間外勤務命令を発することができるのは、年6か月までと定められ

ている。

今回、生涯学習課の時間外勤務命令について確認を行ったところ、720時間を超える時間外勤務命令は見込まれなかったが、一部の業務において9か月にわたって45時間を超える時間外勤務命令が行われていた。

これは規則に反した命令であり、今後は当該職員の健康状態に十分留意されるとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。

(4) プール利用補助事業について 【スポーツ振興課】

スポーツ振興課では、市民が大阪府立門真スポーツセンターのプールを利用する場合、スポーツ振興課、文化ホール、市民体育館の各窓口においてプール入場引換券を割引価格で販売し、利用料金の一部を実質的に補助しているところである。

今回、スポーツ振興課が令和元年12月末日時点で保有しているプール入場引換券の在庫数を確認したところ、大人871枚(540,020円相当)、小人2,396枚(742,760円相当)であった。

そしてこれらのプール入場引換券の有効期限が令和2年3月31日であることから、このままでは「失効」によって市に損害が生じることになる。

今後の対応策について確認したところ、事業者である大阪府立門真スポーツセンターの指定管理者と有効期限の延長に向けて鋭意協議を進めていくとの説明であった。

市に損害が生じないよう、協議に全力を尽くされるとともに、今後はより厳格な使用見込みを立てた上で、プール入場引換券の購入を行われたい。

(5) 体育施設の使用予約について 【スポーツ振興課】

スポーツ振興課では、市民が体育施設の使用申し込みをする場合、公共施設予約システムによる申し込みを基本とし、予約が可能な時期、1日の予約回数や予約区分数また1か月の予約回数等について、一定の制限を課しているところである。

今回、龍間運動広場の予約事務の実態を確認したところ、一部の使用について公共施設予約システムを使用しない予約、1日の使用区分枠を超えた予約や1か月につき5回の制限を超えた予約がみられた。

これは全国大会に出場している団体の使用に係る予約であり、全市的な応援活動の一環としての市の配慮であるとのことであった。

当職としても、全国大会に出場する団体を全市一体となって応援し、市民

の元気や地域の活力を向上させようと努力されている市の施策について、共感と評価を行うものである。

しかしながら、当該使用手続きは例規に反したものと云わざるを得ず、他の利用者との関係から決して望ましい状態ではない。

については、合法で妥当な手続きとなるよう、例規の改正等を含めて検討し、是正されたい。